

# 高校で本当に必要な学びとは何か

—スキルとネットワークの形成を  
キーワードに授業を変える—

優秀賞

大阪府・大阪府立福泉高等学校

井沼 淳一郎

## 1 本校の状況と研究の仮説

本校は、大阪南部にある生徒数700名余の全日制普通科高校である。1学年7クラス280名規模だが、学力不足、出席数の不足から進級できなかつたり中退してしまう生徒たちが少なくない。その背景には、家庭の経済的困難や家族間トラブル、友人との人間関係トラブルが複雑に絡んでいたりする。

多くの生徒が、経済的理由からアルバイトをしている。卒業後の進路は、就職が約4割、進学(大学・短大・専門学校)が約3割、残りの約3割が「進路未定」となっている。「進路未定」の生徒は、とりあえずフリーター生活になるケースが多い。

私は、本校で教えて8年目となる社会科教師である。授業では、教科書通りに進むのはなかなか難しい。1年生の時は、授業を15分間かせる、いわば「たたかい」だった。2年生の時は、あんまりうるさいので怒ったら、教科書を床にたたきつけられた。その時、「教科書なんてなくても授業できるわい!」と言った生徒に、実際、授業をやってもらったら、インターネットで調べてきたことを発表してくれた。

先に学力不足と述べたが、基礎的知識・学力の不足の問題も確かにあるが、本校生徒にとっては、学習テーマと自分の興味関心がマッチしない、学習内容の習得と応用がつかない、正解を教えられ暗記する学習方法に意欲が持てない、などの問題点もあると考えられた。

そこで、本研究の仮説として、

- (1) 学習テーマを、生徒の生活と将来展望に則し、精選し再配列する。
- (2) 学習内容の習得と応用を促すスキルトレーニングを開発する。
- (3) 暗記型学習を最小限に抑え、自ら学ぶ、共同で学ぶ探求型学習を中心にする。

以上の3点の実践を通じて、本校生徒が意欲を持って取り組めるような、本当に必要な学びを明らかにできるのではないかと考えた。

なお、本報告で述べる実践は、平成19(2007)年度、3年生現代社会Ⅱ(政治分野)2単位7クラス180名を対象とした1年間の授業実践と、金融教育研究校の委嘱を受けた平成20(2008)年度、3年生現代社会(経済分野)2単位2クラス、現代社会Ⅱ(政治分野)2単位5クラスの計180名を対象とした1学期の授業実践をまとめたものである。

## 2 スキルとネットワーク形成の視点

琉球大学の上間陽子は、「高卒者の進路動向に関する調査」を実施し、高校在学時から卒業4年目の現在までの若者を4回にわたって追跡調査した結果を踏まえ、彼らが抱える問題は、「まともな仕事につくことのできない困難さ」と「親密な他者をめぐる困難さ」と指摘している。\*「親密な他者をめぐる困難さ」とは、具体的には、そもそも自分のことをまともに聞いてもらえる相手が少ないこと、親密な他者が地元の“限られた情報を持つような存在”に限定されていること、親密な他者同士で助け合いつつもお互いを縛り合う関係にもなることなど、である。

このように、ネットワークの貧困を抱えながら社会に出て行かざるを得ない高校生にとって、本当に必要な学びとは何か。上間は、「職業教育の再構築と若者の親密な関係の内部を問い返すような学習—たとえばセクシュアリティや家族をテーマにした授業—を通じて、授業で学んだことが将来的にも応用できるスキルと、高校時代のネットワークを基盤にした将来的なネットワークの形成＝われわれ性をどのように作りだすかを見通す必要がある」と指摘している。

上間の指摘は、従来の職業教育やキャリア教育に欠けている視点として、社会文化資本としての若者のネットワーク形成を問題にしている点で注目に値する。とりわけ本校生徒のように、家族間・友人間の人間関係トラブルに多くの躓きを抱え、有用なネットワーク形成が困難な若者こそ、このような視点からの授業構想が必要だろう。そこで、私が考えるスキルとネットワーク形成の視点を述べたい。

\*上間陽子「高校生の卒業後進路調査から考える」『早蕨』2月号、大阪高生研、2008年

## (1) いま、必要なスキルとは？

いま、必要なスキルを、さらに知的スキルとコミュニケーション・スキルの2つの側面から考えたい。

本校の生徒にとって身につけたい知的スキルは、

- ①新聞、情報誌、契約書が読めること。はじめは拡大コピーし、みんなで一文ずつ読むなど、慣れることから始めていく。
- ②%の計算ができる。これは割増賃金の計算やローンを組むときの目安となる。平成20年度は、%計算と時間計算のできる電卓をクラス人数分用意した。
- ③仮説を立てられる。なにか問題にぶつかったときに、原因はどこらへんにあるのか、という推測ができる。授業では、例えば「ふつうに働いているのにワーキングプアになるのはなぜだろうか」などの問いを提示し、「～だからではないか」という文を5つ作る練習を行ったりする。
- ④携帯やパソコンでネット検索ができる。ただし両者には情報量に大きな差が生まれる。
- ⑤法律感覚。法律の知識そのものをどれだけ覚えているかではなく、例えば甘い話があるとき、「ん？ これ、なんかヘンと違うか?」、「どうもヘンだぞ。」と思えるかどうか。どこら辺がどうヘンなのか、当たりがつけられるぐらいの感覚をロールプレイやグループ討論を通じて育てていく。

以上の5つを最低限の知的スキルと考えている。

ただし、小・中学校時代、競争的な学習活動に傷ついてきた経験の多い本校生徒は、少しの躓きで意欲を失ったり、最初から諦めてしまうケースも少なくない。そこで同時に必要なのが、チームを組んで取り組むことでコミュニケーション・スキルを育てていくことだ。私は、こんなふうな活動を組織している。

「自分ら、『どうせ私アホやもん』ってよく言うけど、みんな同じアホやない。『私は、%は何となく分かる』という子も、『俺は新聞けっこう読んでる』という子もいるんや。だからチームで補い合おう。」と呼びかけ、机をくっつけさせ、さまざまなゲームや自己紹介から、教えあい、ロールプレイ、グループ討論へ、とつなげていく。授業におけるコミュニケーション・トレーニングの最終目標は、異なる他者の相互理解と「社会正義」にもとづいた問題解決をはかる力だろう。「社会正義」を考える上で、有効なひとつの方法に「法教育」がある。そこで、私は、弁護士、司法書士をゲストに迎え、生徒の討論にアドバイスしてもらいつつ、「社会正義」を多面的に考えさせようとしている。

## (2) ネットワークの形成について

本校生徒は、卒業後の仕事の遍歴において中学高校時代の連れなど地元のネットワークが大事なのだが、これをさらにバージョンアップして将来も役立つネットワーク—不利益なことには「これはおかしい。なんとかせなあかん。泣き寝入りはあかん。」と言えりような関係—に育てるには、次の3点が大事ではないかと考えている。

- ①知的拠点をつくる。まずは授業のノートそのものが知的財産。生徒には「現代社会のノートは“10年ノート”や。君らが28歳ぐらいまで生きていくのに、使える知識がつまっているものにするからね。ゼッタイ捨てるなよ。」と、繰り返し言う。
- ②キーパーソンを育てる。授業に招いた弁護士がこんなことを言ってくれた。「一番身近なのは高校時代の先生ですよ。困ったらまず高校時代の社会の先生に相談しましょう。」とりあえずのキーパーソンは教師自身。困っている友だちを私のところに連れてくる生徒が出てくれば、それがキーパーソン候補。相談者となつなぐ役割をする生徒が育ち、やがて「ローンで困ったときにはアイツに聞け。」とか「仕事のトラブルならアイツが詳しいで。」というふうな生徒の中にキーパーソンを育てたい。
- ③外にひらかれたネットワークを持つ。自分たちで分からないことはどこへアクセスして世界を広げていけばいいか、逆に地元つながりを超えた情報をどうやって取り込んでいけるか、

外への出入り口を育てる。授業では、節目節目に「調べ学習」に取り組んでいる。主体的な参加を促すため、加点方式で評価する。

### (3) 生徒の生活と将来展望に則した学習テーマの精選、配置

以上のようなスキルとネットワーク形成の授業は、技術的な部分だけを取り出しても意味はない。これらの技術が、どのような学習テーマのもとで展開され、習得・応用の力を形成していくかが大切である。私は、平成19(2007)年度は、資料Ⅰのような年間授業を行い、平成20(2008)年度はそれを改良するかたちで、資料Ⅱのような1学期の授業を行ってきた。

学習テーマの設定にあたって、とりわけ重視したのは「働くこと」と「生活すること」を教材化し、リアルに将来を考えたり、より豊かな生き方を模索していくために、さまざまな専門家や大人と出会いながら考えていけるようなテーマを選ぶことだった。

具体的には、以下の3点を節目として設定した。

- ①自立した消費者になるために、契約の原則、悪質商法、クレジット・カードの使い方などを、司法書士のアドバイスを受けながら学ぶ。
- ②生計を立てるためにはまず働いて収入を得ることが基本となる。働くことに積極的に関わり、責任を自覚するとともに、権利を適切に行使できるように、弁護士のアドバイスを受けながら学ぶ。
- ③将来の生活設計を考える中で、子育て・教育・社会保障・年金などの問題を、ファイナンシャルプランナー、学童保育指導員などの専門家のアドバイスを受けながら学ぶ。

## 3 アルバイトの雇用契約を考える授業

本研究の大きな柱は、自ら学ぶ、共同で学ぶ探求型学習を通じ、スキルとネットワーク形成の課題を総合的に習得していくことにある。そこで、平成19(2007)年度は、夏休みの調べ学習として、①将来、役立つスキルをGETするなら「ハローワーク体験ツアー」、②政治に関心を持ってみたいなら「各政党の雇用労働政策調べ」、③交渉技術を身につけるなら「アルバイト先に頼んで雇用契約書ももらってみる」の3つを提案した。

結果、①には男女5人の生徒が参加、また②には14人が挑戦した。③はなかなか趣旨を理解してもらえず、苦勞の末、13人が手に入れることができた。2学期の授業では、生徒たちの調べ学習レポートを教材に、各クラスで、弁護士を招いて発表・グループ討論に取り組んだ。その成果が朝日新聞で取り上げられた(資料Ⅲ)こともあり、平成20年度は、「アルバイト先に頼んで雇用契約書ももらってみる」調べ学習には、学校長名での依頼状を出してもらえるようになった(年間の調べ学習のテーマは資料Ⅳ参照)。

以下は、平成19(2007)年度、3年7組における弁護士を招いた発表・グループ討論の授業の記録である。

3年7組の発表は、全国展開するハンバーガーショップでアルバイトするA子。テストで点数はなかなか取れないA子だが、発表はしっかり要点を話せていた。

さて、A子のアルバイトの契約書を見ながら、「いいところ」と「へんなところ」をグループで探す。7組は成績はさほどよくないが仲がいい。近くの4人で机を寄せても自然に話し合いになる。この日も、最近、学校に来ていなかったB(来たらず必ず爆睡する)をたたきおこしながら、授業に参加させていた。

グループで出された「いいところ」と「へんなところ」を拾いながら板書していく。

「契約書が詳しく書かれてあるからいいと思う。」◎

「退職は2週間前に言えばいい、と書いてる。」◎

「勤務時間・勤務日数・休憩とか、はっきり書いてないのはどう？」

「時給730円は安いやろ？」

「所定労働日数年間 104 日～ 216 日って、絶対 104 日以上働かなアカンてこと？」

「何で 1 年契約なん？」

「この契約書、日付が入ってないけど、いいん？」などなど、たくさんの疑問が……。

弁護士の下川さんは、生徒の気づかなかったところを指摘する。

「この契約書はいいですね。本人控えとなってるでしょ。つまり会社が同じ契約書を会社用と本人用と 2 部作っている。これは、うちの会社はウソを言いません、と堂々と宣言しているのと同じなんです。」

そう言われて、A 子はうれしそう。

「でも時給は低いですね。最低賃金知ってますか？」

「712 円\*やろ。」と、誰かが答える。（\*平成 19 年 9 月当時）

「そう、ちゃんと法律を守るけれど、ぎりぎり安い給料なんです。」

「へえー、そうなんや!」

「あ、でも私、時給上がりました。」A 子は一生懸命、ハンバーガーショップの給与体系を説明する。

「大学生の時給はいくら？高校生のバイトと同じ仕事なのに、なぜ違うんだろう？」

「……」

「同一労働同一賃金の原則は習った？」（これは教えていない）

このあと、下川さんは、同一労働同一賃金の原則を簡単に説明してくれた。生徒は、にわかには信じられないという顔をしている。

授業の終わりに、発表してくれた A 子に「自分のバイト先が、ちゃんと法律守ってくれる会社やとわかってうれしい？」と聞くと、「うん!時給安くても好きだよ。」と明るい笑顔で答えてくれた。高校生のアルバイトでも、会社や仕事に誇りを持って働くことはすばらしいことだと、あらためて私自身が気づかされた出来事だった。

#### 4 まとめにかえて

改訂学習指導要領小中学校編社会科では、ひとりひとりが主体的に社会参画していくために必要な「金融経済教育」、「法教育」、「情報教育」などが重視された。生徒ひとりひとりが将来の主権者として主体的に社会参加していくために、何をどう学ぶべきかという問いかけは、今後ますます重要性を増すだろう。

本研究では、学習テーマをまさに本校生徒の主体的な社会参加の視点から選択し、学習内容も「卒業後 10 年役立つ」という観点から精選した。金融経済教育、法教育、情報教育の重要性は論を待たないが、それらの土台には、労働することと生活することの学びがなければならない。俗に言えば、「額に汗して働くこと」があって、はじめて得た「お金の大切さ」、「お金を融通することの社会的意義」がわかり、また正当な労働の報酬や財産が公正に守られるための「法やルールの大切さ」がわかるのではないだろうか。

もうひとつ、本研究では、スキル育成を個人的能力や努力のレベルで捉えるのではなく、学びの共同を通じて形成されるネットワークの豊かさの中で育つものと捉えてきた。昨年 1 年間の試行錯誤を終え、金融教育研究校の委嘱を受けることで、今年度はさらに幅広い取り組みが可能となっている。今夏の「金融と経済の明日」高校生小論文コンクールには、17 名の生徒が応募することができた。本校生徒にとって、原稿用紙 6 枚以上という壁は並大抵のものではないが、個人の主体的努力とクラス生徒の集団的検討に支えられて、乗り越えることができたことを最後に記しておきたい。

(資料 I) 2007 年度 現代社会 II (年間授業経過)

\* 記号は、○知識の学習 ●スキル・トレーニング ◎ワーク □発表・討論を示す。

小テーマ	おもな内容
0 ガイダンス	今年、身につけたい3つの力 1. 自分で調べる→情報アクセス力 2. 他人にわかってもらう→プレゼンテーション力 3. 他人をわかってあげる→コミュニケーション力 ●ゲーム「誕生月集め」
<b>大テーマ：現実を目を開こう</b>	
1 幸せになる権利 (憲法 13 条)	●KJ 法:「3つの願い」の分類と名付け。 ◎ワーク:憲法 13 条の自分語訳をつくる。
2 働く若者の現実	○キーワード:フリーター、ワーキングプア、ネットカフェ難民 ◎【ビデオ】ガイアの夜明け「雇用格差～漂流する“就職氷河期世代”～」 20分視聴→感想文提出
3 ワーキングプア増加の原因を考えよう	●仮説づくり:「……(だ)からではないか」の文章を座席タテ列を使ったリレー方式で。 ◎仮説の検証:教科書の文章や図表から調べる。 ◎【新聞】「ネットカフェ難民深刻」(朝日 2007.4.27) 【調べ学習第 1 回】「ワーキングプア増加の原因を探る」
4 法の支配	◎「クイズ THE 契約」に挑戦! ○法の支配、契約の自由
5 自分の法律感覚をみがこう	●コミュニケーション・スキルのトレーニング ●ロールプレイ「キャッチセールス」 □発表:「ヘン」だと思った点、法律違反だと思う点
6 金利計算に強くなろう	○クレジット・カードのしくみ ●分割払いの利子計算:電卓を使って4人グループで挑戦!
7 司法書士を招いて ～サラ金・多重債務～	□グループ討論:サラ金3事例「こんな時、借金はOK?」 ○司法書士のお話(10分) 多重債務、自己破産、クレサラ被害の実態、グレーゾーン、金利問題など。 【調べ学習第 2 回】悪徳商法を調べる
<b>大テーマ:“労働法制”を学ぶ</b>	
8 雇用契約を理解する 「雇用契約を結ぶための基礎知識」	○タウンワークで学ぶ 直接雇用、派遣、請負、偽装請負……
9 賃金計算に強くなろう	○労働基準法「賃金」関係 ●2人ペアで、割増賃金計算の練習
10 労働時間に敏感になろう	○労働基準法「労働時間」、「休日・休暇」関係 ◎【新聞】「厚労省 派遣天引き『違法』グッドウィル 37 億円返還へ」(朝日 2007.6.22)
11 ゆとりある生活へ	○教科書から:最低賃金、リストラ・非正規雇用化、長時間労働・サービス残業、過労死・過労自殺 【調べ学習第 3 回】 ①ハローワーク体験 ②アルバイト先から雇用契約書(労働契約書)をもらう。 ③参議院選挙、各政党の若者雇用、労働政策の比較
12 仕事をやめる時	○労働基準法 15 条「労働条件の明示」、20 条「解雇の予告」
13 女性だけの権利	○労働基準法第 65・66・67・68 条
14 社会保険のしくみ	○社会保険の種類と加入条件
15 弁護士を招いて 「雇用契約書から学ぶ」	□各クラス 2 名の調べ学習発表、グループ討論、弁護士のアドバイス
16 “働くこと”の総まとめ	◎仕事や会社を選ぶポイント 15 個以上、みんなで考える。 ○憲法第 27・28 条

小テーマ	おもな内容
<b>大テーマ：格差社会に共同して生きる</b>	
17 “結婚” を考える	◎アンケート「結婚したい年齢、仕事と家庭のバランス」 ○憲法 24 条
18 “ジェンダー” を考える	◎「男(女)なら……」の文章作り、雑誌の恋愛相談への回答づくり ◎【新聞】「性暴力を考える」(朝日 1996.7.9)
19 “ドメスティック・バイオレンス” を考える	◎「DVになるかも？診断テスト」 なぜ、DVが起きるのだろうか？
20 子どもを育てる	◎人間マップ:「子ども好き・きらい」、「将来、子どもは欲しい・いらない」 ○子育て・教育費の現実、子どもの心の発達段階と親の働きかけの関係
21 “児童虐待” を考える	○児童虐待防止法の解説 ◎“虐待”事例から、子どもの気持ちを考える
22 児童虐待はなぜ起こる？	◎【ビデオ】「わかってください。母親たちの孤立」(NHK 教育)～虐待の理由分析 ●ブレインストーミング「虐待を防ぐアイデア」 ◎「虐待を防ぐアイデア」グループ発表の準備
23 “のびのびルーム指導員”を招いて～子育ての社会的支援の意義と現状から	□グループ発表:虐待を防ぐために、「個人でできること、家族でできること、子育ての社会的支援」 ○のびのびルーム主任指導員のお話 【調べ学習第4回】 ①店長・主任に仕事のインタビュー ②身近なジェンダーを考える
24 最低生活費を考える	◎一人暮らしの家計簿づくり ○扶助の8つの分野
25 生活保護と最低賃金	○憲法第25条の解説 □討論:生活保護より安い最低賃金ってどうよ？
26 最後に教えたこと	○憲法第9条の話

(資料Ⅱ) 2008 年度 現代社会Ⅱ 授業経過 (1 学期)

\* 記号は、○知識の学習 ●スキル・トレーニング ◎ワーク □発表・討論 を示す。

小テーマ	おもな内容
0 ガイダンス	先輩たちはどのように学んできたか 授業ノート、レポート、新聞記事になった先輩たちの“学び”の話
<b>大テーマ：契約に強くなる！</b>	
1 幸せになる権利（憲法 13 条）	● KJ 法：「3 つの願い」の分類と名付け。 ◎ワーク：憲法 13 条の自分語訳をつくる。
2 働く若者の現実	○キーワード：フリーター、ワーキングプア、ネットカフェ難民、貧困ビジネス ◎【ビデオ】ガイアの夜明け「雇用格差～漂流する“就職氷河期世代”～」 20 分視聴→感想文提出
3 契約ってなに？～法律感覚をみがこう	◎「クイズ THE 契約」に挑戦！ ○法の支配、契約の自由 ●ロールプレイ「キャッチセールス」 □発表：「ヘン」だと思った点、法律違反だと思う点
4 悪質商法を調べよう	○特定商取引法、消費者契約法 ◎第 1 回調べ学習「悪質商法」の説明
5 司法書士と学ぶ「悪質商法」	* 別紙 授業案参照
6 教科書を読む	○「変わる雇用形態」、「消費者問題」ここまでで【中間テスト】
<b>大テーマ：“はたらく”を学ぶ</b>	
7 アルバイト体験を書いてみよう	◎フィンランド式メソッドを応用して、作文「私のアルバイト体験」を書いてみる
8 仕事をはじめるとき	◎求人情報誌から仕事を探してみよう □仕事選びの基準を発表 ○労働基準法 15 条 明示すべき労働条件をチェック
9 労働時間に敏感になろう	○労働基準法「労働時間」、「休日・休暇」関係 パート・アルバイトにもある有給休暇をチェック
10 賃金計算に強くなろう	○労働基準法「賃金」関係 ◎知らないとソン？割増賃金計算に挑戦
11 女性だけの権利 12 仕事をやめる時	○労働基準法第 65・66・67・68 条 ○労働基準法第 20 条「解雇の予告」
13 雇用形態の違いを知ろう 「雇用契約を結ぶための基礎知識」	◎タウンワークで学ぶ 直接雇用、派遣、請負、偽装請負……
14 教科書を読む	○労働問題の改善：歴史、労働基本権・三権・三法 ◎第 2 回調べ学習「アルバイトの雇用契約書をもらってみる」または、「雇用労働問題を調べてみる」。【期末テスト】
15 弁護士を招いて 「雇用契約書から学ぶ」	□各クラス 1 名の調べ学習発表、討論、弁護士のアドバイス



(資料Ⅱ一別紙) 司法書士と学ぶ「悪質商法」授業案

司法書士と学ぶ「悪質商法」

- 大阪府立福泉高等学校 2008年度現代社会Ⅱ(2単位) 3年生(24期生) 5クラス
- 実施日:2008年5月9日・12日
- 大テーマ:「契約に強くなる!」の第5回。教室に司法書士を招き、生徒によるロールプレイと討論を交えて、「悪質商法」の事例を具体的に学ぶ。

学習内容	学習活動 (※部分は司法書士が担当)	指導上の留意点
導入 DVD「デート商法」(10分)	Q. これは、なんていう商法? Q. 解約できる?できない?それはなぜ? 【板書】復習 1. 契約は当事者の自由意思 2. 権利と責任が発生 3. 契約違反・違法の場合→解約・取消・無効など Q. もう一度、解約できる?できない?	日可連作成 DVD「多重債務におちいるために」の冒頭10分間を使用(前時で見ているクラスは省略)
講師紹介と短い解説(5分)	※ DVDにも登場していた「司法書士」です。法律や契約に関する仕事をしています。 ●司法書士の解説 ※ クーリングオフは難しそう(難しくするための手口?) ※ 自分の意思で契約した 解約も難しそう。 ※ その他、生徒の指摘した問題を解説。  ※ でも、法律家は何か法的に主張できることはないかと一緒に考えますから、諦めないで、相談してみてください。	(注)実施日までに事前に、プリント「司法書士のお仕事」を配布

展開	就職商法(15分)	まず【場面1】を2人組でロールプレイ Q. 2人が、 ① ヘンだと思ふ点、をあげて ② 違法かどうか?を検討する。  ●司法書士の解説 ※ 労働条件を明示していない点が違法。 ※ 労働契約の話のようですが、売買契約をするかどうかにすり替っている。(おかしいぞ?) ※ その他、生徒の指摘した問題を解説。  【板書】 ポイント:労働契約は特別な契約だ! 1. 本人が契約。 2. 雇用主は労働基準法を守る義務。 3. 主要な労働条件は「書面」で明示。	ショートコント「就職商法のプリント配布(資料1)適宜、生徒の発言を板書していく。質疑応答もおこなう  労働契約は、中間テスト以降、詳しく勉強することになる。
	マルチ商法(15分)	【場面2】を2人組でロールプレイ Q. 2人が、 ① ヘンだと思ふ点、をあげて ② 違法かどうか?を検討する。  ●司法書士の解説 ※ 違法かどうかの判断は難しい。 ※ 素人が友人・知人に商品を売るのは難しい。 ※ 仕入れのために借金をして、多重債務者になる人もいる。 ※ その他、生徒の指摘した問題を解説。  【板書】 マルチ商法:連鎖販売取引。投機性が高く、法律で規制されている。	時間が足りない場合は、読み合わせたあと、司法書士の解説を聞き、感想文記入へ。  まったく時間がなければ省略
まとめ	感想(5分)	感想文を記入する	感想文を回収

※ショートコントのプリントの掲載は省略



1・2学期に勉強した知識をフルに使って、調べ学習に挑戦しよう。次の1～6の中から、まだやっていないものを1つ以上選び、レポートを作成しなさい。

### 1. ワーキングプアが増えている原因を調べてみよう。

下のテーマを参考に、自分の調べたいテーマを決めてレポートをつくる。

#### 【テーマ例】

- ア. 正社員と正社員じゃない人の割合の変化を調べる。
- イ. ワーキングプアが中卒か高卒か調べる。
- ウ. ネットカフェ難民の若者の気持ちを調べる。
- エ. 社会に出る前の教育問題。
- オ. 会社側はどんな人材が欲しくて新入社員に何を求めているのか。
- カ. なぜワーキングプアになってしまったのか。
- キ. ワーキングプアが多いのは男女どっち？若者と中高年どっちが多い？
- ク. ワーキングプアからどうすれば抜け出せるか。
- ケ. フリーターやワーキングプアがほんまに働く気があるのか、やる気を調べる。
- コ. 他人とうまく接する方法は？他人と接するのが苦手な人は、なぜ苦手なのか。

### 2. 悪質商法について調べてみよう

以下は、必ずしも悪質商法とは言えないが、勧誘方法などによっては悪質商法となりやすく、消費者が警戒心を持つべきものを含む。(50音順 ウィキペディアより作成)

- 【あ】—アポイントメント商法 - アンケート商法 - 違約金 - インターネット上でのネズミ講 - エウリアン (絵売り女) - オークション詐欺 - オーナー商法 - 送りつけ商法 - 押し貸し - おとり商法 - お礼商法 - オレオレ詐欺
- 【か】—会員権商法 - 開運商法 - 海外宝くじ - 絵画商法 - 外国為替証拠金取引 - 買取屋 - 架空請求 - 家具リース金融 - 貸します詐欺 - 騙り (かたり) 商法 - 家庭教師業者 - 空貸し - 危険商法 - キャッチセールス - 求人商法 - 教材販売 - 業務提供誘引販売取引 - クレサラ問題 - 競馬予想業者 - 血液検査商法 - 現物まがい商法 - 原野商法 - 恋人商法 - 攻略法詐欺
- 【さ】—財テク商法 - 催眠商法 - 士商法 - 資格商法 - 実験商法 - 借金アルバイト - 就職商法 - 住宅リフォーム詐欺 - 紹介屋 - 情報商材 - 消費者金融 - 商品先物取引 - 情報販売 - システム金融 - 紳士録商法 - 新聞拡張団 - スпамメール - 整理屋 - 090 金融
- 【た】—体験談商法 - 代引き詐欺 - 抱き合わせ商法 - チケット金融 - 通信販売 - 次々商法 - 次々販売 - デート商法 - 点検商法 - 展示会商法 - 電話勧誘販売 - 都 (1) 金融 - 当選商法 - 特定継続的役務提供
- 【な】—内職商法 - 二次勧誘 - にせ募金 - 二八商法 - ネガティブ・オプション - ネズミ講 - 年金担保金融 - ノミ行為
- 【は】—バイブル商法 - フィッシング詐欺 - 振り込め詐欺 - ペーパー商法 - 返金商法 - 包茎手術商法 - ホームパーティー商法 - 訪問販売 - 募金詐欺 - 保険金不払い
- 【ま】—マルチ商法 - マルチまがい商法 - 未公開株購入勧誘 - 見本工事商法 - 無限連鎖講 - 無認可共済 - 無料体験商法 - 迷惑メール - モニター商法
- 【や】—ヤミ金融 - 融資詐欺 - 預託商法
- 【ら】—利殖商法 - リピート・スリー - リフォーム詐欺 - 靈感商法 - 連鎖販売取引
- 【わ】—和牛商法 - ワンクリック契約 - ワン切り
- 【A】—GNP 商法 - M 資金詐欺 - MMF (Make Money Fast) - SF 商法 - spam メール

上の一覧から、興味のあるものをひとつ選び、調べてみよう。

【注意!】何を調べたか(出典)を必ず書くこと。

### 3. アルバイト先から雇用契約書(労働契約書)をもらってみよう。

現在、アルバイトしている人は、自分のアルバイト先に頼んで、自分の雇用契約書(雇用通知書)\*をもらおう。

\*書面で渡すことになっているから、使用者が断ることは出来ない。  
あくまで、「学校の調べ学習のため」。話の持っていき方を工夫しよう。

### 4. 店長(経営者)の仕事・労働条件を聞いてみよう。

以下の質問項目を参考に、自分で聞きたいことを組み合わせてインタビューしよう。

1. 店長(マネージャー)は主にどんな仕事をするんですか。
2. 店長の仕事とアルバイトの仕事はどう違いますか。
3. 毎日、どんなことを思いながら仕事をしていますか。
4. 売り上げをのばすためにどんな工夫をしていますか。
5. 赤字になったらどうするんですか。
6. どんなコトに苦労してますか。
7. アルバイトを雇うときの基準は?(面接の時など)
8. アルバイトを何人くらい雇うかは任されていますか。
9. 店長から見て、やりにくいタイプの人(アルバイト)とかはありますか。
10. アルバイトの子が法律に詳しいのを、どう思いますか。
11. アルバイトを雇って苦労したことは?
12. アルバイトの子を叱る時はどんな気持ちですか。
13. 人を雇うときの心得はなんですか。従業員に接するとき大切にしていることは?
14. シフトを作るのはどうやっているんですか。
15. 社員に急に「休みたい」っていわれたらどう思いますか。
16. 労働基準法の中身を知っていますか。
17. アルバイトにも雇用契約書があるって知ってましたか。
18. アルバイトでも有給休暇があるのを知っていますか。
19. 高校生のアルバイトは午後10時まで、と知ってましたか。
20. どうやって店長になったのですか。(今までどんな仕事をして店長になったか。)
21. 店長になるには資格ってありますか。
22. 店長になるとどんな責任がありますか。
23. 店長は正社員ですか。
24. 店長って、管理職ですか。労働基準法の適用は受けられますか。
25. 店長が替わる理由はなんですか。(なぜよく店長が替わるんですか。)
26. 同期や上司で尊敬できる人はいますか。
27. チェーン店の店長と本店の店長では立場が違いますか。
28. 店長は、社員の中でえらいんですか?えらくないんですか?
29. 店長だけの特別待遇ってありますか。
30. 1日の平均労働時間は何時間ぐらい働いていますか。
31. 自分の労働時間についてどう思っていますか。
32. 法定時間外労働(残業)はどれくらいありますか。
33. 残業手当(時間外・深夜・休日)はちゃんともらってますか。
34. 1ヶ月のうち休みは?
35. 休日は週1回ありますか。
36. 休憩時間はちゃんとありますか。
37. 有給休暇や普通の休み以外の休暇はありますか。
38. 店長は社会保険に加入してもらっていますか。その費用は自己負担ですか。
39. 産休や生理休暇など、女性特有の休暇の権利をどう思いますか。

40. ご自身は、産休や育休はとれましたか。
41. (子どもがいる場合) 子どもの世話と仕事をどういうふうに両立していますか。
42. 給料はいくらですか。
43. 月給・日給・時給ですか。
44. ボーナスはいくらぐらいありますか。
45. 店長は、店の利益からどういう計算して自分の給料を決めるんですか。
46. 最低賃金は知っていますか。
47. 10月20日から、大阪府の最低賃金が上がったのを知っていますか。
48. 店長的に、正直、時給はいくらぐらいがベストだと思っていますか。
49. 店長は遅刻してもいいんですか。遅刻した時間分の給料はどうなってるんですか。
50. 店長が途中で帰るときとか、労働時間はどうなってるんですか。
51. 店長が病気をしたときはどうするんですか。
52. 今の仕事を選んだ理由は何ですか。
53. 転職を考えたことはありますか。それはなぜですか。
54. 店長の仕事のやりがいを感じることは何ですか。
55. 最後に、店長って大変な仕事だと思うけど、店長になってよかったと思うことは何ですか。

### 5. 身近なジェンダーを探してみよう。

以下の例を参考に、身近なジェンダーを探してみよう。

- ①「男らしさ」、「女らしさ」、100人に聞きました。さて、どんな傾向が見える？
- ②少年漫画と少女漫画を較べてみると……ヒーローとヒロインの描かれ方はどう違う？
- ③身の回りで何気なく、「男らしさ」、「女らしさ」が区別されているモノやコトを3つ以上見つけて、それはなぜなのか、考えてみる。
- ④DV、デートDVの事例を調べてみる。

### 6. 大阪府知事選挙、主な候補の、若者の雇用対策に注目しよう

1月27日には大阪府知事選が行われる。主な候補者は、大阪の若者の雇用やワーキングプア対策のために、どんな公約をかかげているだろうか、調べてみよう。

【調べる主な候補者】※立候補順

梅田章二（弁護士）・橋下 徹（弁護士）・熊谷貞俊（大学院教授）

【調べ方】

新聞やテレビに注目。インターネットで調べる。

各候補者が配るビラやチラシも使える。

提出期限：1月8日（火）井沼に渡すこと